

市場構造専門グループ
(第5回)
参考資料

関連データ集

1. 市場第二部・マザーズ・JASDAQ	3ページ
2. 市場第一部	14ページ
3. 指定替え・市場変更・上場廃止	23ページ
(参考) 上場基準・上場廃止基準の海外比較	30ページ

1. 市場第二部・マザーズ・JASDAQ



エントリー市場の上場要件（形式基準）

- 市場第二部・JASDAQ（スタンダード）は、事業実績に着目した基準
- マザーズ・JASDAQ（グロース）は、成長可能性に着目した基準

項目	市場第一部	市場第二部	マザーズ	JASDAQ	
				スタンダード	グロース
株主数	2,200人以上	800人以上	200人以上	200人以上	
流通株式	流通株式数	4,000単位以上	2,000単位以上	—	
	流通株式時価総額	—	5億円以上	5億円以上	
	流通株式比率	35%以上	30%以上	—	
公募又は売出し等の実施	—	—	公募500単位以上	①1,000単位以上 ②上場株数10%以上 上記①、②のうちいずれか多い数の公募・売出し	
時価総額	250億円以上	20億円以上	10億円以上	—	
事業継続年数	3年以上		1年以上	—	
純資産の額 (連結・上場時見込み)	10億円以上		—	2億円以上	正
利益の額（連結） 又は 時価総額	次のa又はbに適合 a 経常利益の額が最近2年間合計5億円以上 b 時価総額 500億円以上、直前期売上高100億円以上		— (※)	直前期1億円 又は 時価総額 50億円	—

※ 引受証券会社が「高い成長可能性を有する事業」について記載した書面の提出が必要



エントリー市場の上場要件（実質基準）

本則市場 (市場第一部・第二部)	マザーズ	JASDAQ スタンダード	JASDAQ グロース
1.企業の継続性及び収益性 継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること	1.事業計画の合理性 当該事業計画を遂行するために必要な事業基盤を整備していること又は整備する合理的な見込みのあること	1.企業の存続性 事業活動の存続に支障を来す状況にないこと	1.企業の成長可能性 成長可能性を有していること
2.企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行していること	2.企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行していること	2.企業行動の信頼性 市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのないこと	2.企業行動の信頼性 市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのないこと
3.企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること	3.企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること	3.健全な企業の統治及び有効な内部管理体制の確立 企業規模に応じた企業統治及び内部管理体制が確立し、有効に機能していること	3.健全な企業の統治及び有効な内部管理体制の確立 成長の段階に応じた企業統治及び内部管理体制が確立し、有効に機能していること
4.企業内容等の開示の適正性 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること	4.企業内容、リスク情報等の開示の適切性 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあること	4.企業内容等の開示の適正性 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること	4.企業内容等の開示の適正性 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること
5.その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	5.その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	5.その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	5.その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項
コーポレートガバナンス・コード全78原則がコンプライ・オア・エクスプレイン対象	コーポレートガバナンス・コードのうち、基本原則（5原則）がコンプライ・オア・エクスプレイン対象		

IPO会社数の推移

- 現物市場統合後、マザーズへのIPOが多く、市場第二部及びJASDAQスタンダードへのIPOはそれぞれ一定数存在（JASDAQグロースへの新規上場は統合後なし）

	市場第一部 (※)	市場第二部 (※)	マザーズ	JASDAQスタンダード (カッコ内はグロース)	合計
2003	5	12	31	62	117
2004	8	14	55	71	164
2005	7	11	36	65	141
2006	13	16	40	56	162
2007	5	7	22	49	108
2008	2	5	12	19	47
2009	1	5	4	8	19
2010	4	2	6	10	22
2011	2	7	11	16	36
2012	2	5	23	14	44
2013	6	<u>6</u>	<u>29</u>	<u>12 (0)</u>	53
2014	10	<u>10</u>	<u>44</u>	<u>11 (0)</u>	75
2015	8	<u>9</u>	<u>61</u>	<u>11 (0)</u>	89
2016	8	<u>5</u>	<u>54</u>	<u>14 (0)</u>	81
2017	11	<u>8</u>	<u>49</u>	<u>18 (0)</u>	86
2018	7	<u>5</u>	<u>63</u>	<u>14 (0)</u>	89



I P O時の上場会社の設立後経過年数

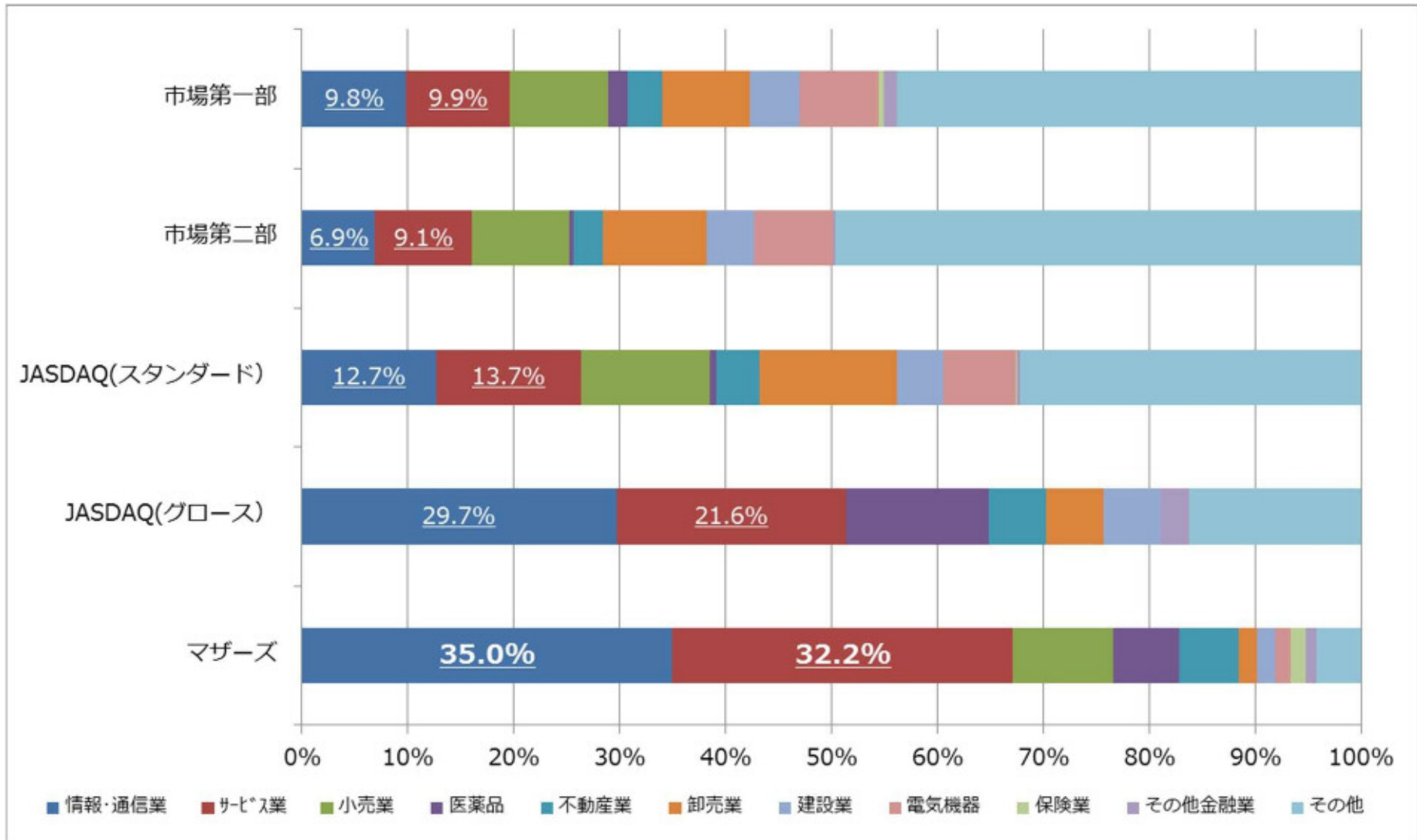
■ 上場時（※1）の設立後経過年数（※2）の分布

上場時の市場区分 / 設立後経過年数 ³	市場第二部	JASDAQ スタンダード	マザーズ
5年未満	17%	7%	<u>11%</u>
5年～10年未満	5%	9%	<u>32%</u>
10年～15年未満	5%	22%	34%
15年～20年未満	2%	11%	13%
20年以上	<u>71%</u>	<u>51%</u>	10%
(平均値)	37年	24年	11年
<u>(中央値)</u>	<u>38年</u>	<u>20年</u>	<u>11年</u>

※1 2013年の市場統合後～2019年2月までにIPOした会社が対象

※2 登記上の会社設立日をもとに試算

■ マザーズ上場会社は、サービス業、情報・通信業が約67%を占める



※ 33業種に基づく分類。2019年4月末現在

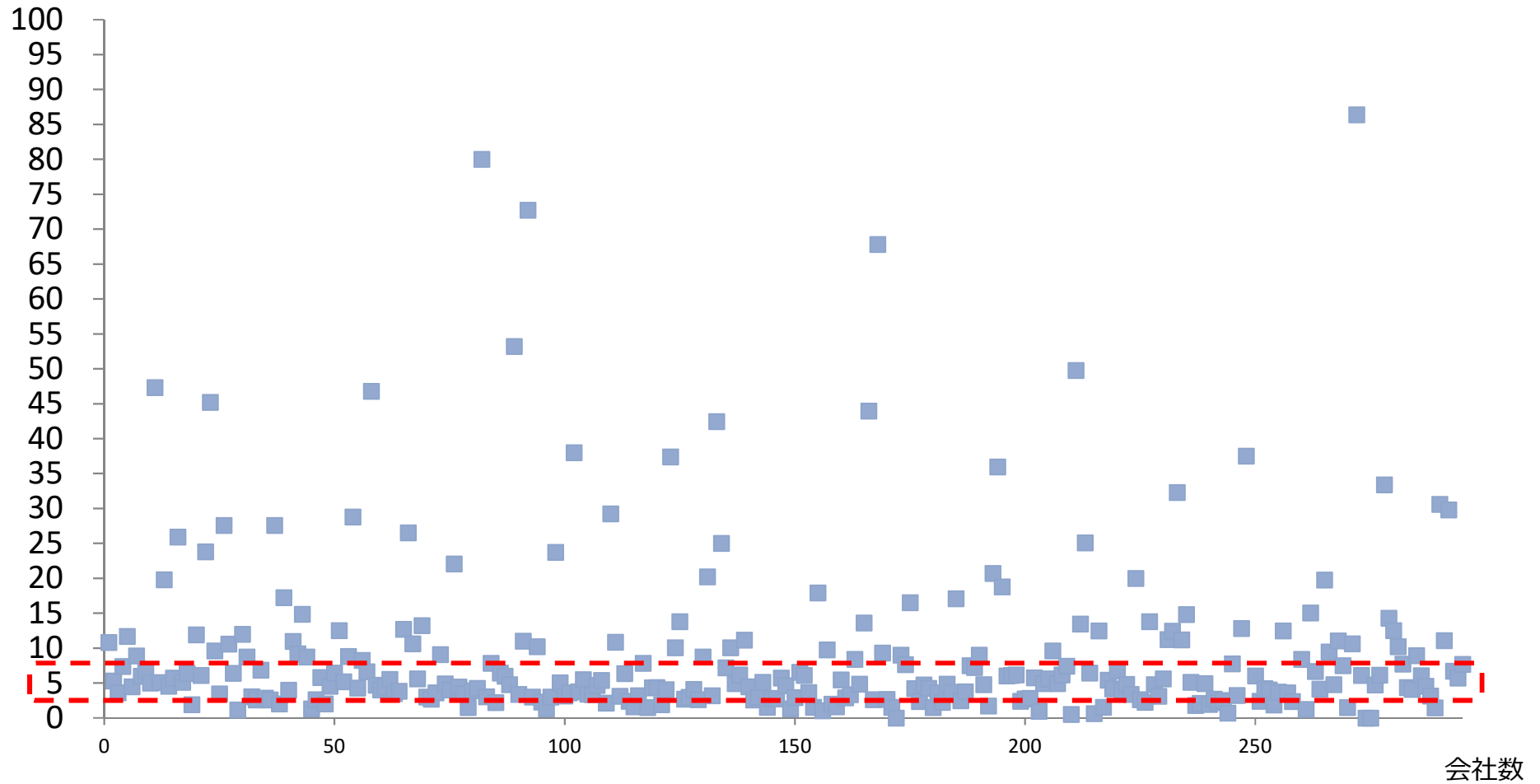


マザーズ上場会社の資金調達額

■ マザーズIPOの平均資金調達額（中央値）は、約5億円程度

（マザーズ上場会社各社の資金調達額）

資金調達額（億円）



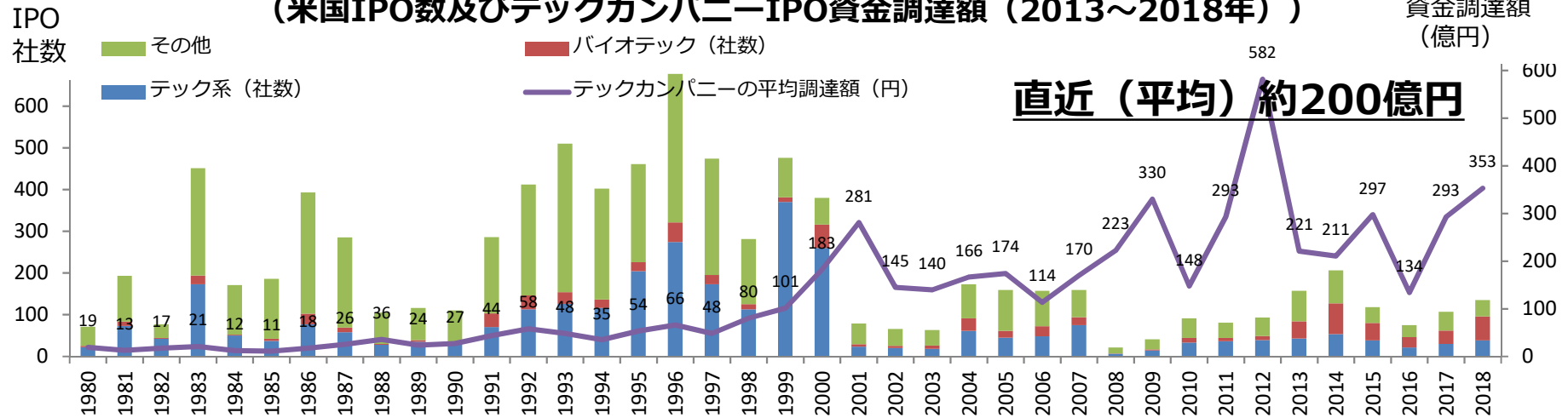
※ 2013年の市場統合後～2018年にIPOした会社が対象

■ 米国ではテックカンパニー（※）が約6割、平均調達額は約200億円

（※）インターネット関連、先端技術（通信業含む）及びバイオテック企業を指す

（米国IPO数及びテックカンパニーIPO資金調達額（2013～2018年））

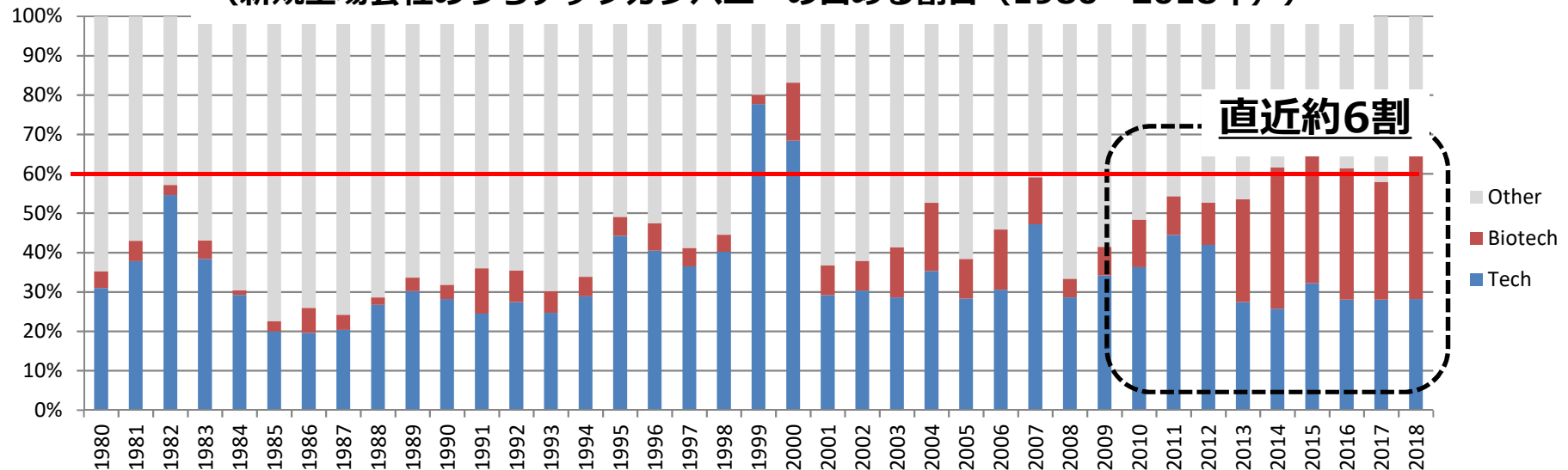
資金調達額
（億円）



直近（平均）約200億円

（新規上場会社のうちテックカンパニーの占める割合（1980～2018年））

2008年のVisa除外

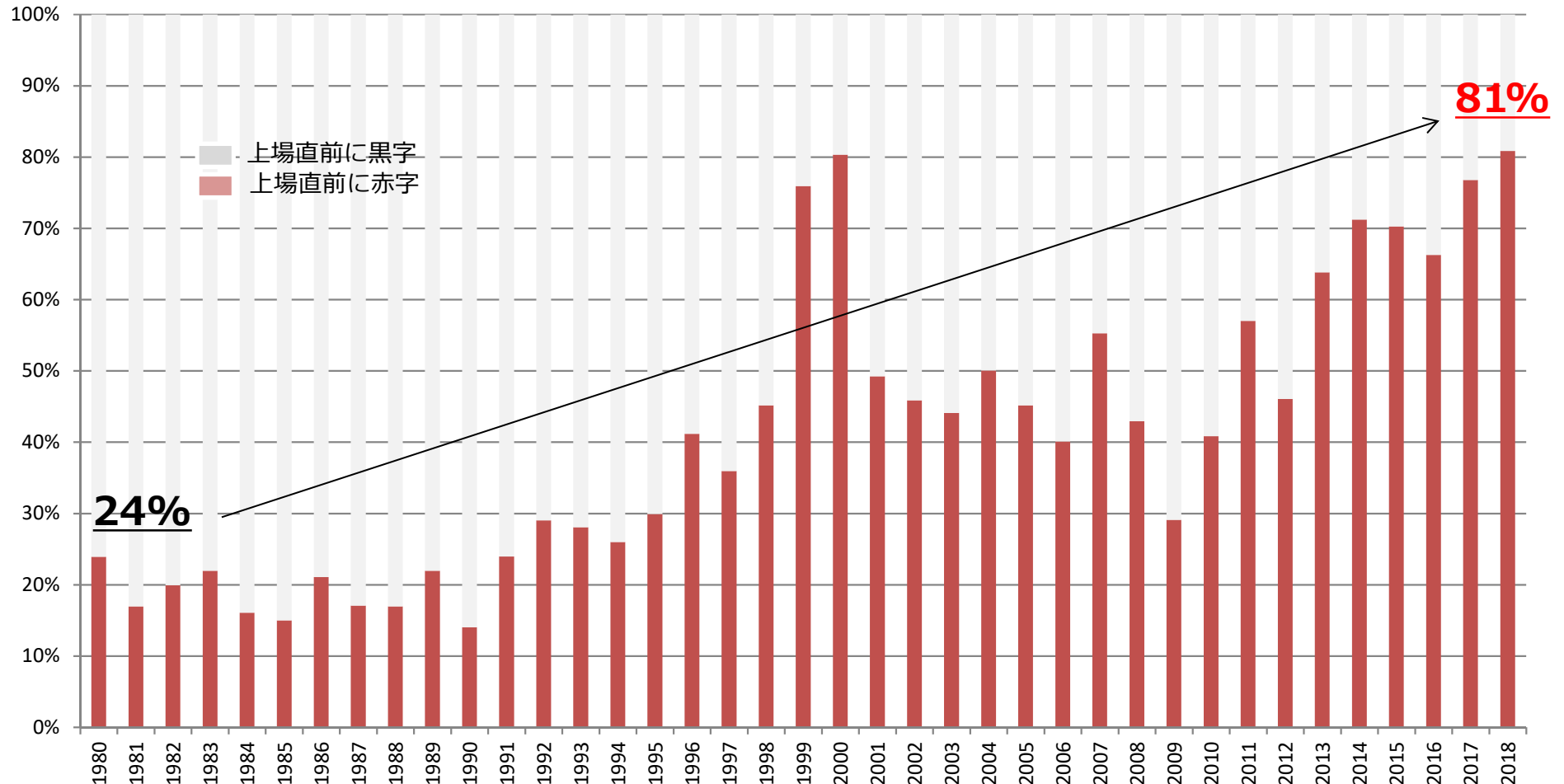


直近約6割

（出典）University of FloridaのJay Ritter教授公表米国IPOデータより東証作成

米国での赤字上場社数割合の増加

■ テック系は先行投資型であるため、赤字上場であることが多い（割合も年々増加）



(出典) University of FloridaのJay R. Ritter教授公表米国IPOデータより東証作成

⇔ **一方、日本では、IPOにおける赤字企業の割合は約2%**
 (2005年以降、IPO数1,070社中24社、直近ではメルカリ、マネーフォワードなど)

■ 香港、シンガポールでは先行投資型企业（バイオを想定）向けの基準を設定

香港

財務要件を充足しないバイオ（低分子医薬品・バイオ医薬品・診断薬系）対象

- Good Quality, High Growth & Innovativeなバイオテック向けの上場基準を導入
 - **Sophisticated Investorsからの意味ある投資 (Meaningful investment)が必要**
 - ✓ Sophisticated Investorかは取引所が判断（純資産・AUM・投資経験・知識など）
 - ✓ Meaningfulかは取引所が判断（時価総額に応じて1~5%が目安、≒約10.5億円以上）
- ※時価総額 30億HK\$以下は5%、80億HK\$以下は3%、そのほかは1%
 ※ほかに、治験の進捗（Ph1臨床試験完了&Ph2以降（ヒトへの臨床試験）につき当局の異議がないこと、1年の研究開発と2年の業務実績、**高い時価総額基準（約210億円以上）**、根幹業務の変更不可等、IPOの6か月以上前に投資を受けていることなど

（参考）議決権種類株：イノベティブな急成長企業のみ種類株上場を解禁

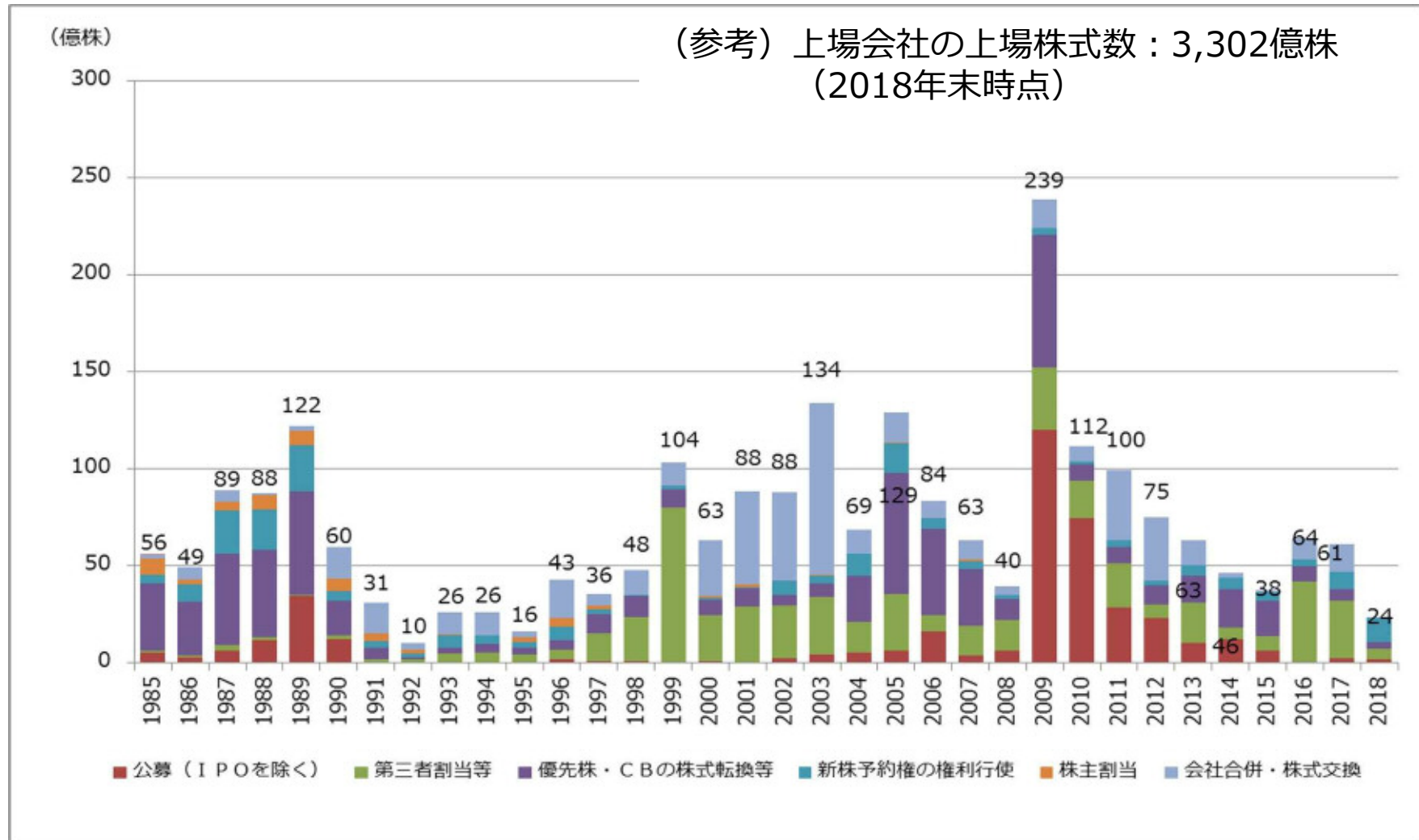
- ✓ （要件）主に2つの要件 ①Suitability（※1）②時価総額基準（※2）
- （※1）イノベティブな企業、事業拡大に成功のほか、**適格投資家から客観的な評価・投資（上場時の投資額の50%には6か月のロックアップあり）**
- （※2）100億HK\$以上（400億HK\$以下の場合、売上10億HK\$以上）
- ✓ （制約）新規上場のみ、ディレクター（個人）のみ。1株最大10議決権、譲渡制限など

シンガポール

財務要件を充足しないライフサイエンス企業対象

- 2009年にライフサイエンス企業向け（※）の上場基準を導入
 （※）生物学・薬学に基づき、有機体や生命現象の研究開発や事業化に携わる企業
- **適格投資家や機関投資家から上場申請の6か月以上前に投資を受けていることが必要**
 ※ほかに、3年研究開発実績、**高い時価総額基準（約243億円以上）**等

- 上場後の資金調達は低調、近年は発行済株式数の1%前後の規模にとどまる
(上場会社の発行済株式数の増加状況)



※ 2018年末時点 (株式分割による増加分を除く)

2. 市場第一部



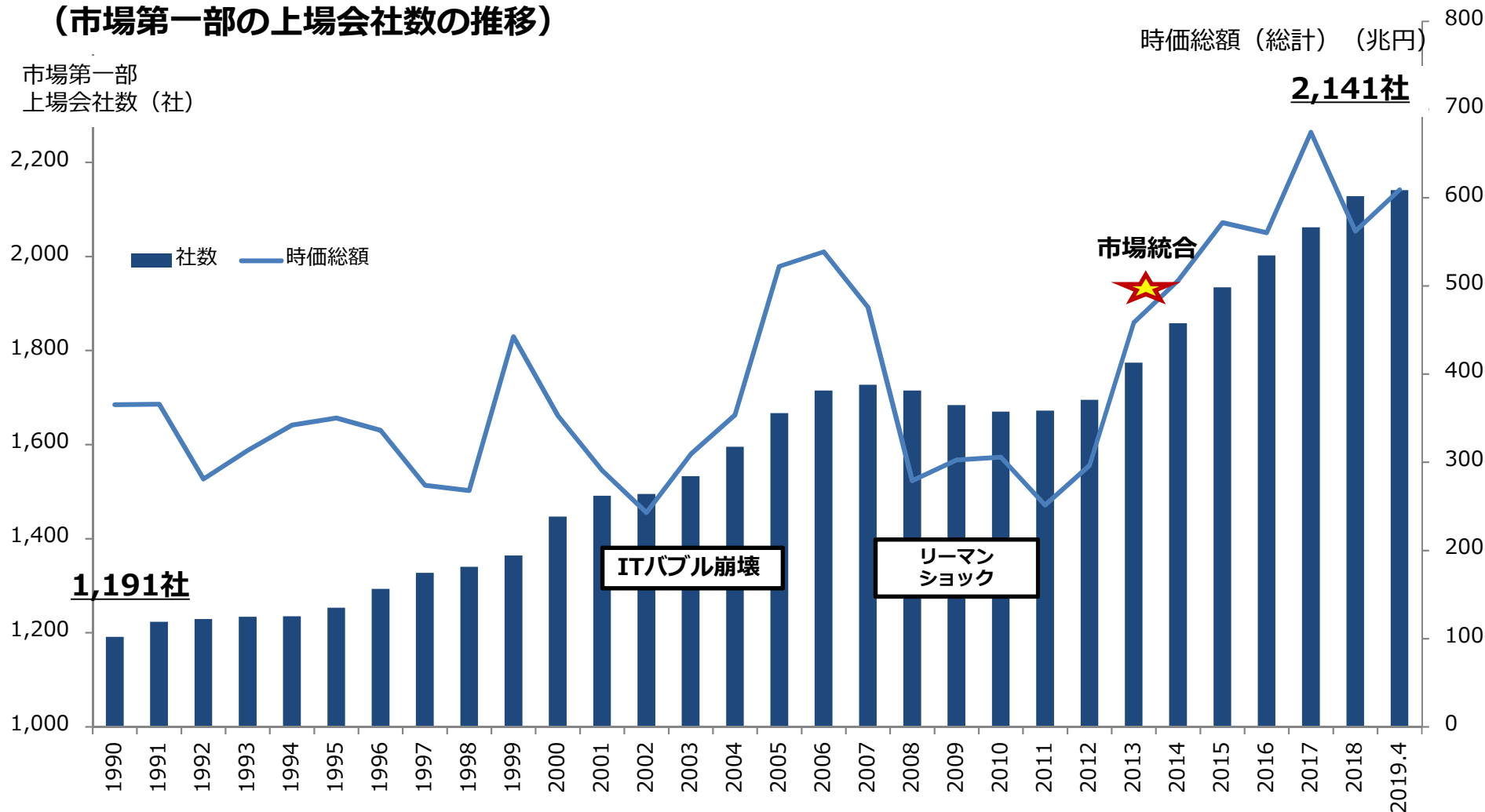
市場第一部上場会社数・時価総額の推移

■ 市場第一部の上場会社数は、約30年でおおよそ2倍に

(市場第一部の上場会社数の推移)

市場第一部
上場会社数 (社)

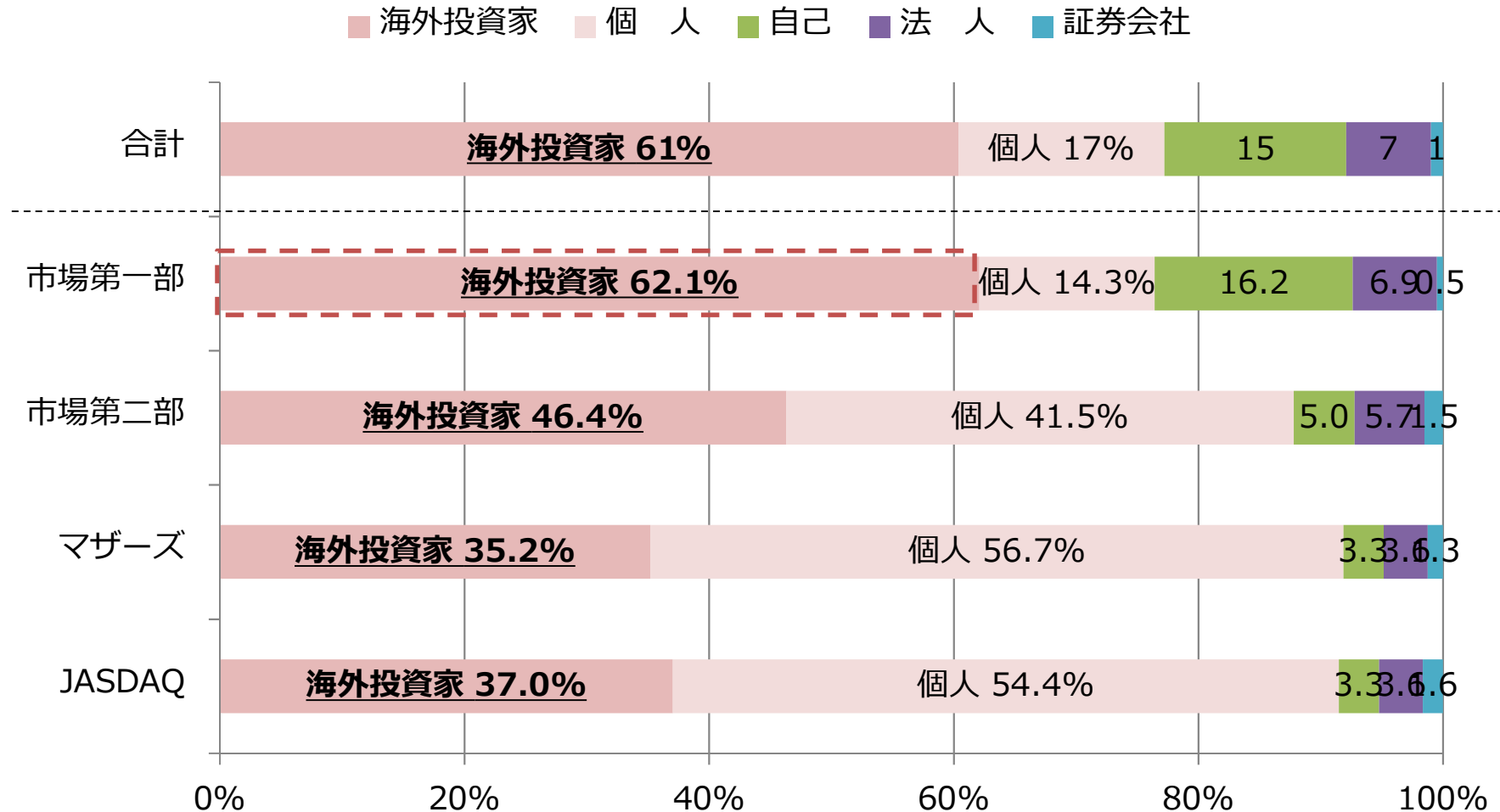
時価総額 (総計) (兆円)



市場第一部の投資家層（投資部門別売買状況）

■ 市場第一部の売買の多くをグローバル投資家が占める状況

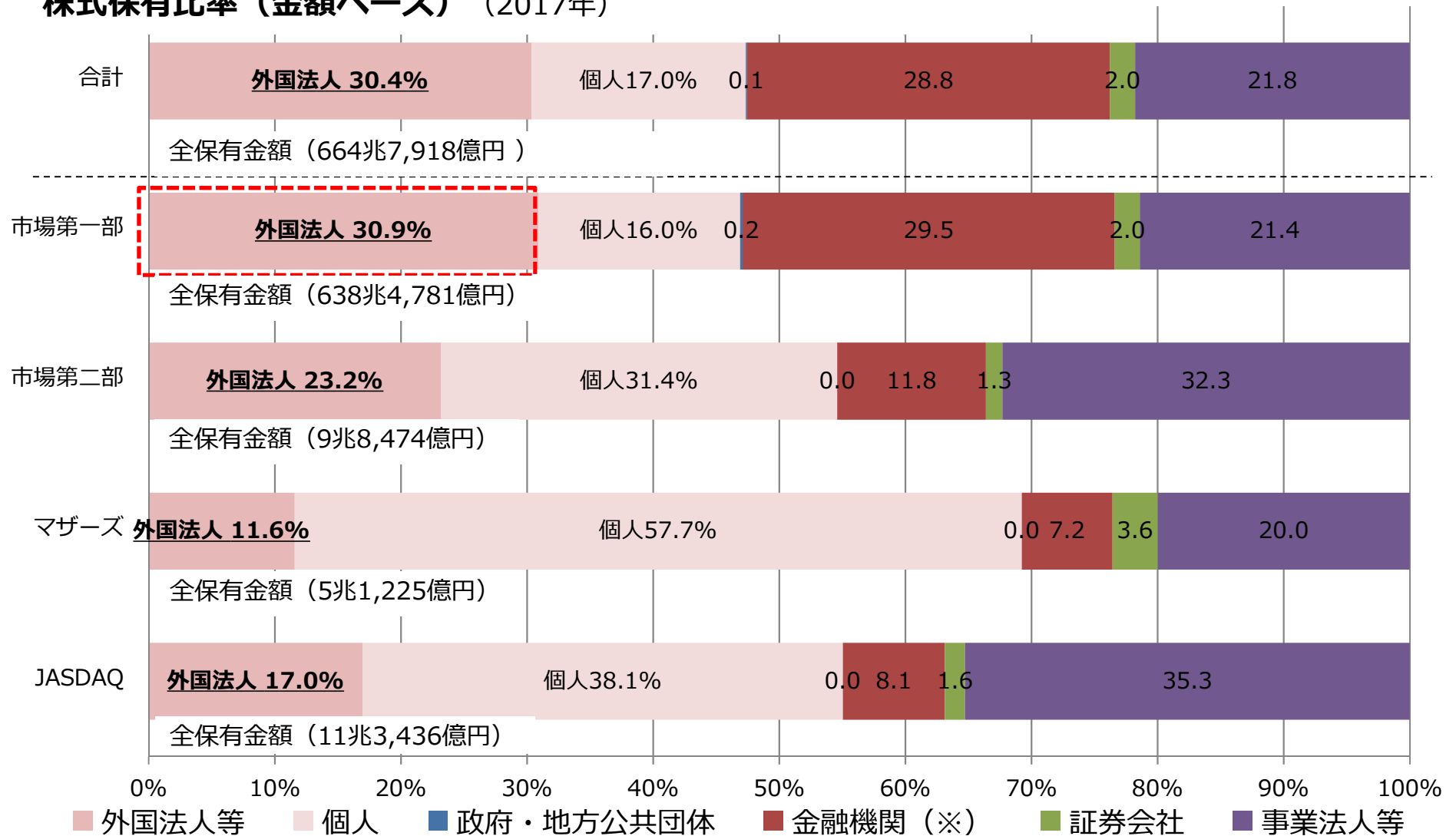
投資部門別売買状況（金額ベース）（2018年）



市場第一部の投資家層（株式保有比率）

■ 市場第一部上場株式の多くを外国法人等が保有している状況

株式保有比率（金額ベース）（2017年）



(※) 都銀・地銀等 信託銀行 生命保険会社 損害保険会社 その他の金融機関



市場第一部上場会社の時価総額分布

市場区分/ 時価総額	市場第一部	市場第二部	マザーズ	JASDAQ スタンダード	JASDAQ グロース
1兆円以上	134 (6%)	1 (0.2%)	-	-	-
5,000億円～1兆円	118 (6%)	-	1 (0.3%)	1 (0.1%)	-
1,000～5,000億円	457 (21%)	4 (1%)	7 (2%)	9 (1%)	-
500～1,000億円	341 (16%)	9 (2%)	16 (6%)	11 (2%)	-
250～500億円	372 (17%)	34 (7%)	30 (10%)	33 (5%)	2 (5%)
直接一部上 場の基準 100～250億円	453 (21%)	101 (21%)	75 (26%)	124 (18%)	6 (16%)
一部指定 の基準 40～100億円	231 (11%)	184 (37%)	103 (36%)	230 (34%)	13 (35%)
10～40億円	35 (2%)	154 (31%)	53 (19%)	255 (38%)	15 (41%)
10億円未満	-	5 (1%)	1 (0.3%)	15 (2%)	1 (3%)
合計	2,141	492	286	678	37

上段：社数
下段（構成比）

※ 2019年4月末時点



指名・報酬委員会の設置状況

市場区分等	社数	指名委員会（法定・任意）		報酬委員会（法定・任意）	
		会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	2,128社	918社	43.1%	970社	45.6%
		(+276社)	(+11.3%)	(+265社)	(+10.7%)
市場第二部	493社	75社	15.2%	80社	16.2%
		(+28社)	(+6.2%)	(+26社)	(+5.9%)
マザーズ	275社	10社	3.6%	20社	7.3%
		(+3社)	(+0.8%)	(+8社)	(+2.4%)
JASDAQ	725社	22社	3.0%	28社	3.9%
		(+9社)	(+1.4%)	(+11社)	(+1.7%)
全上場会社	3,621社	1,025社	28.3%	1,098社	30.3%
		(+316社)	(+8.2%)	(+310社)	(+8.1%)
JPX日経400	399社	281社	70.4%	288社	72.2%
		(+54社)	(+13.4%)	(+49社)	(+12.1%)

※ 2018年12月末までに提出されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに集計。括弧内は2017年7月比



市場第一部上場会社の英文開示の状況

時価総額	市場第一部 全上場会社	決算情報を 英文開示	C G報告書を 英文開示	その他の情報を 英文開示	【参考】外国人持株 比率（平均）
総計	2,130	583	160	272	16.69%
		27.4%	7.5%	12.8%	
1兆円以上	128	74	63	61	34.06%
		57.8%	49.2%	47.7%	
5000億円～ 1兆円未満	111	50	27	41	29.68%
		45.0%	24.3%	36.9%	
1000億円～ 5000億円未満	447	183	53	106	23.69%
		40.9%	11.9%	23.7%	
500億円～ 1000億円未満	333	92	9	33	17.80%
		27.6%	2.7%	9.9%	
250億円～ 500億円未満	363	72	8	17	13.44%
		19.8%	2.2%	4.7%	
100億円～ 250億円未満	463	73	0	11	9.47%
		15.8%	0.0%	2.4%	
40億円～ 100億円未満	243	36	0	3	5.90%
		14.8%	0.0%	1.2%	
～40億円未満	42	3	0	0	3.17%
		7.1%	0.0%	0.0%	

上段：社数
下段（構成比）

※ 2018年の開示状況をもとに集計

各海外取引所の代表市場（市場第一部との比較）

	市場に階層あり					市場に階層なし		
	東証	NASDAQ	ロンドン	ドイツ	Euronext	NYSE	香港	シンガポール
名称	市場第一部	Global Select	Premium	Prime	Regulated Market (Compartment A)	NYSE	Main Board	Main Board
コンセプト	—	世界で最も上場基準が厳しい市場	上場基準のより厳格な市場	国際投資家向け市場	〔時価総額 10億€以上〕	大規模・中規模企業向け市場	実績のある企業向け市場	実績のある企業向け市場
社数	2,141	1,480	504	307	295	2,419	1,968	493
下位市場社数	492 (第二部)	856 (Global)	346 (Standard)	147 (General)	225 (Compartment B)	—	—	—
時価総額中央値 (円)	480億	1,261億	1,402億	959億	4,681億	2,149億	208億	108億
時価総額上位5%平均 (円)	1.2兆	2.5兆	3.2兆	4.6兆	10.0兆	5.8兆	0.8兆	0.51兆
時価総額下位5%平均 (円)	62億	80億	58億	42億	1,211億	119億	25億	7.4億
昇格	変更申請				自動変更	—	—	—
降格	指定替え	変更申請			自動変更	—	—	—
売買代金 (2018年) (円)	740兆	1,846兆	280兆	200兆	242兆	2,127兆	272兆	20兆

※ 2019年4月末時点データ及び5月6日時点取得データ
(出典) 各取引所の公表資料より作成



主要国におけるベンチマーク

対象国	日本（※）		アメリカ		イギリス	ドイツ	中国
代表的なベンチマーク	TOPIX	日経平均株価	ダウ平均株価 (DJIA)	S&P 500	FTSE 100	DAX30	上海総合
構成銘柄数	2,141社	225社	30社	500社	100社	30社	1,241社
算出方法	時価総額加重平均	価格平均		時価総額加重平均			
対象	市場第一部全上場銘柄	市場第一部から選別	NYSE&NASDAQから選別		LSE Premiumから選別	ドイツ取引所Primeから選別	上海取引所全上場銘柄

（※）そのほか、市場第一部上場以外の上場会社も対象とするJPX日経400インデックス（400社）やMSCI Japan（322社）などがある

3. 指定替え・市場変更・上場廃止

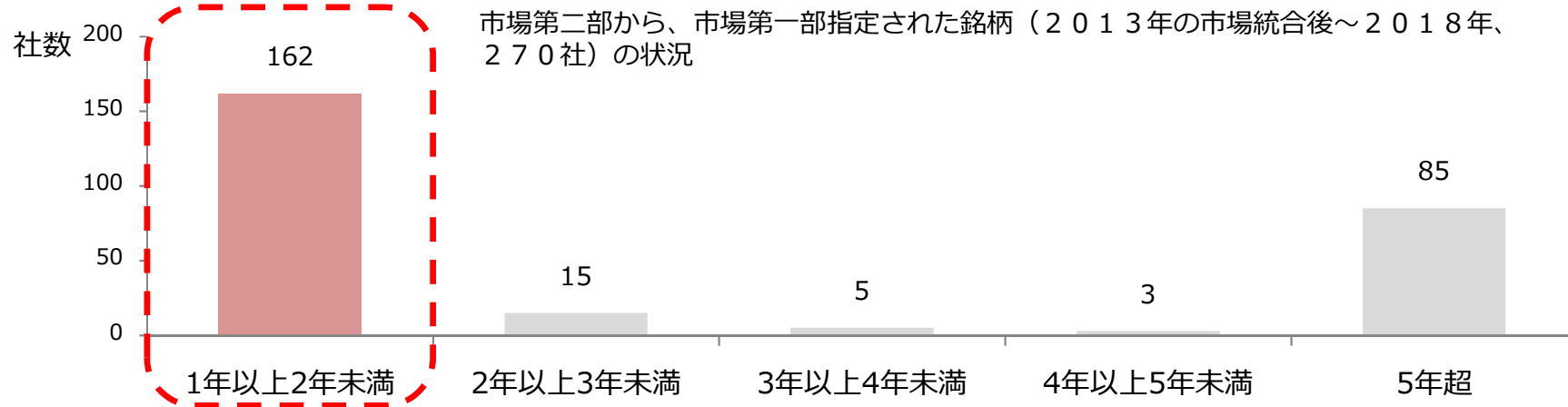


市場第一部への市場変更の基準（一部指定・市場変更）

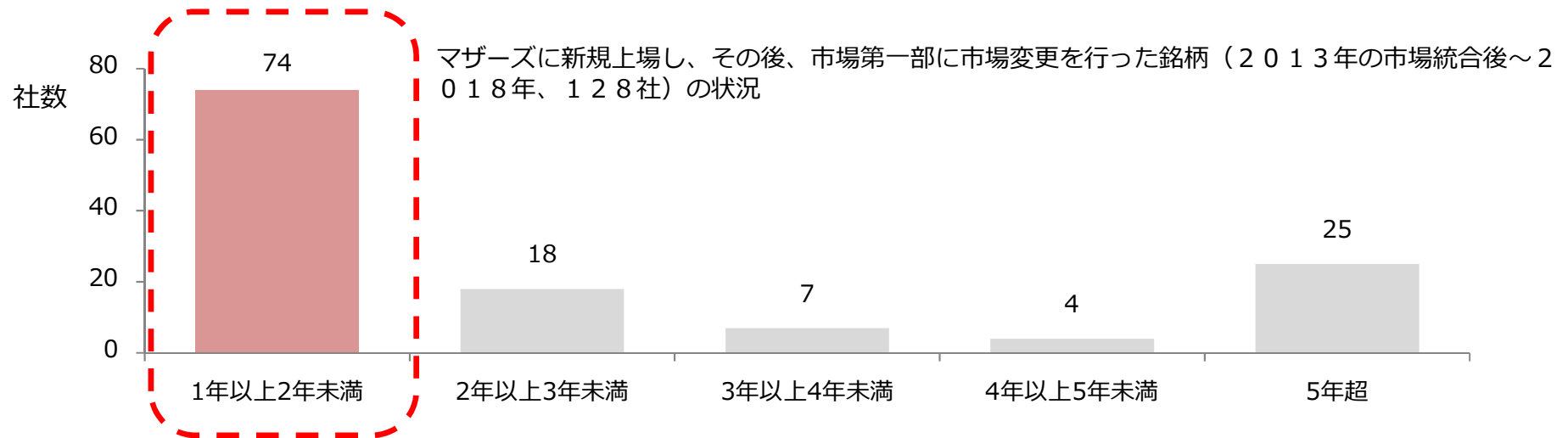
項目	一部指定 (第二部⇒第一部)	マザーズからの市場変更		JASDAQからの 市場変更
		売買高基準を用いる場合	時価総額基準を用いる場合	
株主数		2,200人以上		
流通 株式	数	2万単位		
	時価総額	20億円	20億円	10億円
	比率	35%		
売買高	月平均200単位	月平均200単位	二	二
時価総額	40億円	40億円	250億円	250億円
事業継続年数	—	3年前から取締役会を設置して、継続的に事業活動		
純資産の額		連結純資産10億円以上		
利益の額又は時 価総額		次のa又はbのいずれかに適合すること a.最近2年間の利益の額の総額が5億円以上であること b.時価総額が500億円以上(最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く)		
虚偽記載又は不 適正意見等		<ul style="list-style-type: none"> 最近5年間の有価証券報告書等に「虚偽記載」なし 最近5年間の財務諸表等の監査意見が「無限定適正」又は「除外事項を付した限定付適正」 次の(a)及び(b)に該当するものでないこと <p>(a)最近1年間の内部統制報告書に「評価結果を表明できない」旨の記載</p> <p>(b)最近1年間の内部統制監査報告書に「意見の表明をしない」旨の記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最近2年間の有価証券報告書等に「虚偽記載」なし 最近2年間（最近1年間を除く）の財務諸表等の監査意見が「無限定適正」又は「除外事項を付した限定付適正」 最近1年間の財務諸表等の監査意見が原則として「無限定適正」 次の(a)及び(b)に該当するものでないこと <p>(a)最近1年間の内部統制報告書に「評価結果を表明できない」旨の記載</p> <p>(b)最近1年間の内部統制監査報告書に「意見の表明をしない」旨の記載</p>	
その他		東証の承認する株式事務代行機関に委託、申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと、指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること、 次のa及びbに該当するものでないこと a.合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行った場合又は2年以内に行う予定のある場合で、上場市場変更申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなる場合 b.上場市場変更申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を2年以内に行う予定のある場合		

市場第一部へのステップアップの現状

(市場第二部上場から市場第一部上場までの期間)



(マザーズから市場第一部上場までの期間)



市場第一部から市場第二部への市場変更（指定替え）

（指定替え基準（市場第一部から市場第二部への市場変更）の内容）

項目	指定替え基準	（参考）一部指定基準
株主数	2,000人未満（※）	（2,200人以上）
流通株式等	流通株式数：1万単位（※） 流通株式時価総額：10億円（※）	（2万単位以上） （20億円以上）
時価総額	20億円（※）	（40億円以上）
債務超過	株主資本が負（1年）	—
売買高	40単位未満	（月平均200単位）

※いずれも猶予期間あり

（最近の指定替え企業数）

指定替え時期	社数	理由
2010年	2社	債務超過
2011年	2社	債務超過
2012～2014年	0社	—
2015年	1社	債務超過
2016年	1社	債務超過
2017年	1社	債務超過
2018年	0社	—

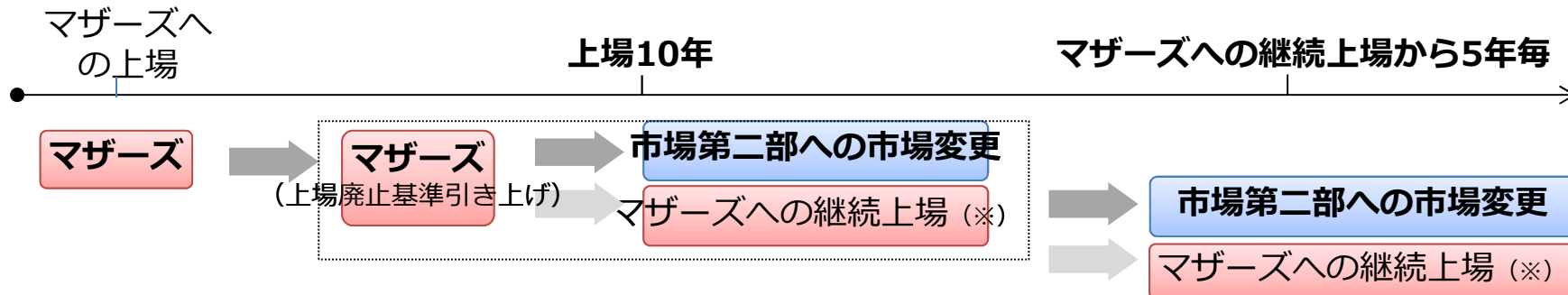


マザーズにおける取組み（10年ルール）

- 成長企業向け市場としてのコンセプトを明確化するため、マザーズ上場10年経過後、以下の2つのステップを導入
 - ✓ 上場廃止基準の引き上げ（市場第二部と同水準）
 - ✓ 市場第二部への市場変更・マザーズ上場継続を選択（※）

※ マザーズへの上場継続にあたっては、高い成長可能性の説明が必要（時価総額40億円以上を除く）

（マザーズ上場後10年後の市場選択の流れ）



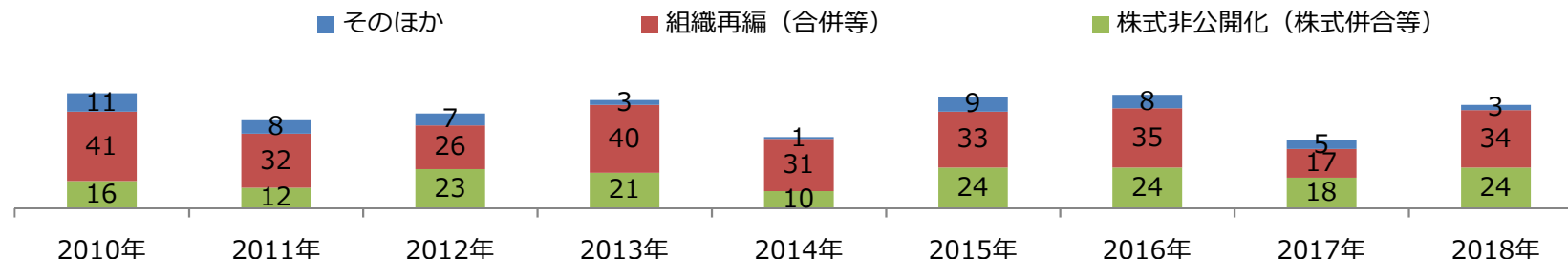
（マザーズ上場会社の市場選択の状況（累計））

市場 選択	上場後10年経過		マザーズ上場 10年未満
	市場第二部 市場変更	マザーズ 継続上場	
社数	61	43	243

2019年4月末時点

(参考) 上場後10年未満での移行・退出		
上場 廃止	市場第一部 市場変更	市場第二部 市場変更
11	122	2

(上場廃止会社数の推移 (暦年))



(上場廃止基準の概要)

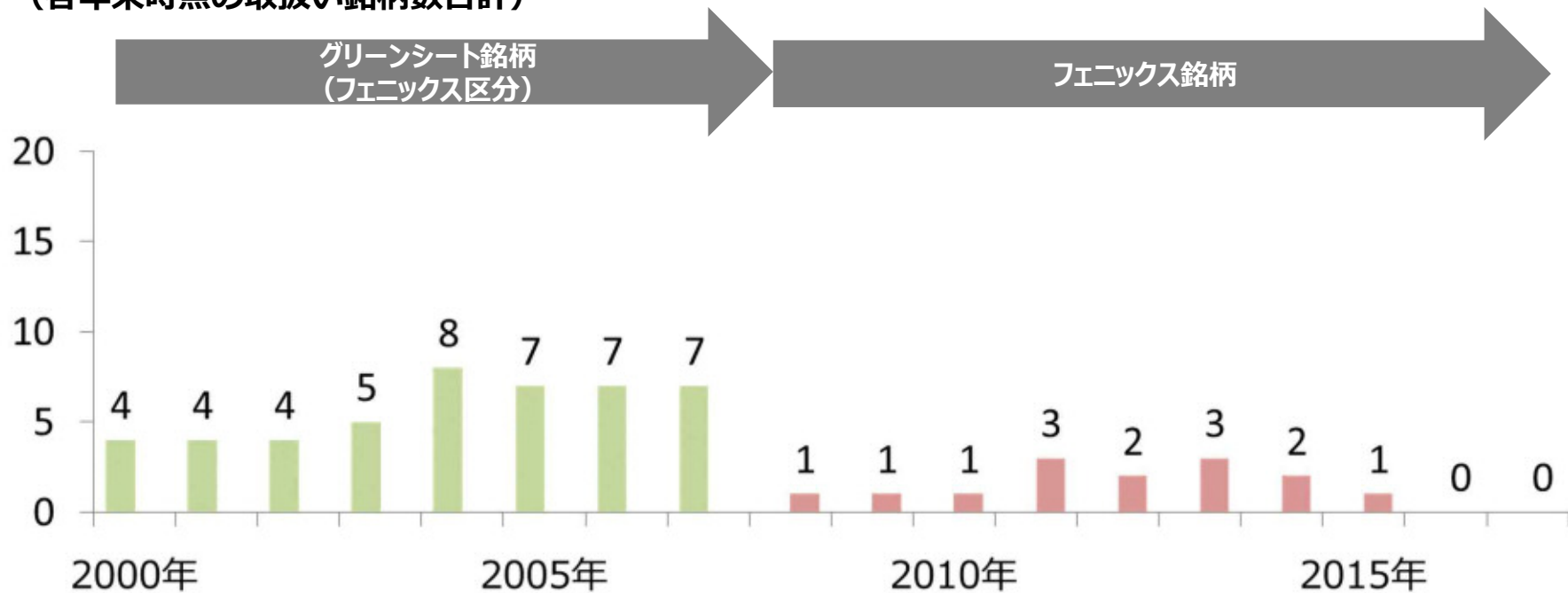
項目	本則市場	マザーズ	JASDAQ
株主数	400人	150人 (※)	150人
流通株式数	2,000単位	1,000単位 (※)	500単位
流通株式時価総額	5億円	2.5億円 (※)	2.5億円
流通株式比率	5%	5%	—
業績 (売上・利益)	—	上場後6年目以降、 売上高が1億円に満たない場合	5年連続で営業利益・営業 キャッシュフローが負
時価総額	10億円	5億円 (※)	—
株価	—	公募価格の1割未満 (上場後3年間のみ)	10円
売買高	月10単位未満 or 3ヶ月間売買不成立	月10単位未満 or 3ヶ月間売買不成立	—
債務超過	2期連続		
その他	全部取得、完全子会社化、破産・再生・会社更生手続、虚偽記載又は不適正意見、特設注意市場銘柄、上場契約違反等		

※上場10年経過後本則と同様の水準に

(フェニックス銘柄制度)

- ✓ 日本証券業協会では、上場廃止後のマーケットとして、フェニックス銘柄制度を運営
- ✓ 2016年6月以降、銘柄はゼロ

(各年末時点の取扱い銘柄数合計)



(出典) 日本証券業協会の公表資料より作成

(参考) 上場基準・上場廃止基準の海外比較

エントリー市場の上場審査基準の比較表（新興企業向け）

	マザーズ	NASDAQ (キャピタル)	SGX (カタリスト)	HKEX (GEM)
株主数	200人	300人	200人	100人
流動性	数：2,000単位 時価総額：5億円 比率：25%	共通：流通株式数100万株 ①流通時価総額1,500万\$(約15億円)かつ株主資本500万\$(約5億円)かつ事業継続年数2年 又は ②流通時価総額1,500万\$(約15億円)かつ株主資本400万\$(約4億円)かつ時価総額5,000万\$(約50億円) 又は ③流通時価総額500万\$(約5億円)かつ株主資本400万\$(約4億円)、直近1年又は最近3年のうち2年の当期純利益75万\$(約7,500万円)	比率：15%	時価総額：3千万HK\$ 比率：25%（時価総額100億HK\$以上⇒15%-25%）かつ50%超が大株主上位3位までによって保有されない
純資産の額	—	—	—	—
時価総額	10億円	—	—	①時価総額1億HK\$ 又は ②直近2年間の営業キャッシュフロー計2千万HK\$
利益の額	—	—	—	—
事業継続年数	1年	—	—	2年
公募の実施	500単位	—	—	—
その他	虚偽記載等なし、株式事務代行機関など	株価：4\$、 マーケットメイカー数：3社	スポンサー制	最近2年間経営陣が同一かつ最近1年間で支配権異動なし

エントリー市場の上場審査基準の比較表（実績ある企業向け①）

	市場第二部	JASDAQ	NYSE	HKEX（本則）	SGX
株主数	800人	200人	400単元株主	300人	500人
流動性	数：4,000単位 時価総額：10億円 比率：30%	時価総額：5億	数：110万株 時価総額：4,000万\$（約40億円）	時価総額：1.25億HK\$（約17.5億円） 比率：25%（時価総額100億HK\$以上⇒15%-25%）かつ50%超が大株主上位3位までによって保有されない	比率：12%～25% ※時価総額に応じた階段式（時価総額大→比率小）
純資産の額	10億円	スタンダード2億（グロス正）	—	—	—
時価総額	20億円				
利益の額	最近2年の経常利益合計5億円 又は 時価総額500億円かつ最近1年の売上が100億円	スタンダード 利益の額：経常 又は税引前1億円 又は 時価総額：50億円	①利益： a 税引前利益が最近3年計1千万\$（約10億円）かつ最近2年各2百万\$（約2億円）かつ最近3年正（3年目が赤字の場合は、税引前利益が最近3年計1,200万\$（約12億円）かつ直前500万\$（約5億円）かつ2期前200万\$（約2億円）） 又は ②時価総額：時価総額2億\$（約200億円）	①利益：最近3年計5千万HK\$（約7億円）、最近1年2千万HK\$（約2.8億円）、それ以前の2年計3千万HK\$（約4.2億円）、時価総額5億HK\$（約70億円） 又は ②時価総額&売上：時価総額40億HK\$（約560億円）、最近1年売上高5億HK\$（約70億円） 又は ③時価総額&売上&CF：時価総額20億HK\$（約280億円）、最近1年売上高5億HK\$（約70億円）かつ最近3年営業CF計1億HK\$（約14億円）	①利益：最近1年3千万S\$（約24億）の税引前利益 又は ②時価総額：最近1年黒字、時価総額1.5億S\$（約121億円） 又は ③時価総額&売上：最近1年営業収益計上、時価総額3億S\$（約240億円） ※いずれの場合もCFは正であること
事業継続年数	3年	—	—	3年	上記①、②は3年、 ③はなし



エントリー市場の上場審査基準の比較表（実績ある企業向け②）

前頁の表の続き

	市場第二部	JASDAQ	NYSE	HKEX（本則）	SGX
公募の実施	—	上場株式数の10%又は1,000単位	—	—	
その他	虚偽記載等なし、株式事務代行機関など		株価：4\$	<ul style="list-style-type: none">・財務諸表等の公正性・最近3年間経営陣が実質的同一かつ最近1年間で支配権異動なし（経営陣の同種事業経営経験等の例外あり）・申請後12ヶ月分の運転資金あり	<ul style="list-style-type: none">・2名の独立取締役・子会社・親会社の上場にあたって、資産と事業が既上場会社と同一の場合には、原則、上場不適格とみなす



代表市場の上場審査基準の比較表 (欧米)

(出典) 各取引所の公表資料より作成

	市場第一部 (直接上場)	NYSE	ロンドン (Premium)	NASDAQ (グローバルセレクト)
株主数	2,200人	400単元株主	—	単元株主450人又は総株主2,200人
流通株式	数：2万単位	数：110万株	—	数：125万株
	時価総額：10億円	時価総額：4,000万\$ (約40億円)	—	時価総額：4,500万\$ (約45億円)
	比率：35%	—	比率：25%	—
純資産の額	10億円	—	(独立性：過去3年間は資産などの独立性があったこと)	①利益：税引前利益が最近3年1,100万\$ (約10億円) かつ最近2年各220万\$ (約2.2億円) かつ最近3年正
時価総額	250億円	①利益： a 税引前利益が最近3年計1千万\$ (約10億円) かつ最近2年各2百万\$ (約2億円) かつ最近3年正 (3年目が赤字の場合は、税引前利益が最近3年計1,200万\$ (約12億円) かつ直前500万\$ (約5億円) かつ2期前200万\$ (約2億円)) ②時価総額：時価総額2億\$ (約200億円)	70万£ (約1億円)	②時価総額&CF：キャッシュフローが最近3年計2,750万\$ (約27.5億円) かつ最近3年正かつ最近1年時価総額5.5億\$ (約550億円) かつ最近1年売上高1.1億\$【約110億円】
利益の額 (①～③、いずれかを適用)	①利益：最近2年の経常利益合計5億円		(取引実績：原則は、発行体の事業の75%以上が過去3年の利益による運営。研究開発型企業を除く)	③時価総額&売上：最近1年時価総額8.5億\$ (約850億円) かつ最近1年売上高9千万\$ (約90億円)
	②時価総額&売上：時価総額500億円かつ最近1年の売上が100億円		④時価総額&純資産：時価総額1.6億\$ (約160億円) かつ直近事業年度末の総資産額が8千万\$ (約80億円) かつ株主資本5,500万\$ (約55億円)	
事業継続年数	3年	—	3年	—
その他	虚偽記載等なし 株式事務代行機関など	株価：4\$	(FCAによる上場審査、LSEは取引許可)	株価：4\$、 マーケットメイカー数：4社

代表市場の上場審査基準の比較表（アジア）

（出典）各取引所の公表資料より作成

	市場第一部 （直接上場）	H K E X（本則）	S G X
株主数	2,200人	300人	500人
流通株式	数：20,000単位 時価総額：10億円 比率：35%	時価総額：1.25億HK\$（約17.5億円） 比率：25%（時価総額100億HK\$以上 ⇒15%-25%）かつ50%超が大株主上位3位 までによって保有されていない	（比率）12%～25% ※時価総額に応じた階段式 （時価総額大→比率小）
純資産の額	10億円	—	—
時価総額	250億円		
利益の額（①～③、いずれかを適用）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">①利益：最近2年の経常利益合計5億円</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">②時価総額&売上：最近1年の売上高が100億円以上、かつ、時価総額500億円</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">①利益：最近3年計5千万HK\$（約7億円）、最近1年2千万HK\$（約2.8億円）、それ以前の2年計3千万HK\$（約4.2億円）、時価総額5億HK\$（約70億円）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">②時価総額&売上：時価総額40億HK\$（約560億円）、最近1年売上高5億HK\$（約70億円）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">③時価総額&売上&CF:時価総額20億HK\$（約280億円）、最近1年売上高5億HK\$（約70億円）かつ最近3年営業C F計1億HK\$（約14億円）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">①利益：最近1年3千万S\$（約24億）の税引前利益</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">②時価総額：最近1年黒字、時価総額1.5億S\$（約121億円）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">③時価総額及び売上：最近1年営業収益計上、時価総額3億S\$（約240億円）</div> <p>※いずれの場合もCFは正であること</p>
事業継続年数	3年	3年	上記①、②は3年、 ③は適用なし
その他	虚偽記載等なし、株式事務代行機関など	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等の公正性 ・最近3年間経営陣が実質的同一かつ最近1年間で支配権異動なし（経営陣の同種事業経営経験等の例外あり） ・申請後12ヶ月分の運転資金あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・2名の独立取締役 ・子会社・親会社の上場にあたって、資産と事業が既上場会社と同一の場合には、原則、上場不適格とみなす

上場廃止基準の比較表（欧米）

（出典）各取引所の公表資料より作成

	本則市場 (市場第一部・第二部)	マザーズ	JASDAQ	NYSE	NASDAQ (グローバルセレクト、グローバル)	NASDAQ (キャピタル)	ロンドン
株主数	400人	150人	150人	①400人又は	400人	300人	-
流動性	数：2,000単位 時価総額：5億 比率：5%	数：1,000単位 時価総額：2.5億 比率：5%	数：500単位 時価総額：2.5億円	②1,200人かつ月間平均 売買高10万株又は	いずれかを満たせば維持 ①流通株式数：75万株、流通 時価総額500万\$、 株主資本1千万\$	共通 流通時価総額 100万\$、流通株 式数50万株	比率： 25%
売買高	月平均10単位 3か月無	月平均10単位、 3か月無	—	③流通株式 数が60万株	②流通株式数： 110万株、流通 時価総額： 1,500万\$、時価 総額：5,000万\$	個別 いずれかを満た せば上場維持	-
時価総額	10億円	5億	—	①時価総額 が5,000万 \$かつ	③流通株式数： 110万株、流通 時価総額1,500 万\$、総資産 5,000万\$、売上 高5,000万\$、	①株主資本250 万\$ ②時価総額 3,500万\$ ③当期純利益50 万\$	£ 70万
財務	債務超過	—	債務超過	株主資本の 額が5,000万 \$ 又は ②時価総額 が1,500万\$			-
株価	—	3年1割	10円	1\$	1\$		-
その他	虚偽記載等、 再生手続き、 上場契約違反、 など	売上高1億円 虚偽記載等、 再生手続き、 上場契約違反 など	営業利益・ CFが5年 連続負、グ ロース10年 赤字、虚偽 記載等、再 生手続き、 上場契約違 反など	虚偽記載等、 再生手続き、 上場契約違反、 反社など	マーケットメイ カー数 2社 (上記①の場 合)又は4社 (上記②、③の 場合)	マーケットメイ カー数 2社	6ヶ月以上、 上場停止等 (例)上場 契約違反、 財務情報の 不適切な開 示など

上場廃止基準の比較表（アジア）

	本則市場 (市場第一部・ 第二部)	マザーズ	JASDAQ	H K E X (Main Board 及びG E M)	S G X (Main Board 及びCatalist)
株主数	400人	150人	150人		
流動性	数：2,000単位 時価総額：5億 比率：5%	数：1,000単位 時価総額：2.5億円 比率：5%	数：500単位 時価総額：2.5億円		
売買高	月平均10単位 3か月なし	月平均10単位 3か月なし	—	—	—
時価総額	10億円	5億	—		
財務	債務超過	—	債務超過		
株価	—	3年1割	10円		
その他	虚偽記載、不適正 意見、再生手続き、 事業活動の停止、 全部取得、不相当 合併、支配株主と の取引、有報提出 遅延、上場契約違 反、反社	売上高1億円 虚偽記載、不適正意 見、再生手続き、事 業活動の停止、全部 取得、不相当合併、 支配株主との取引、 有報提出遅延、上場 契約違反、反社 など	営業利益・CFが5 年連続負 グロス上場後10年 赤字 虚偽記載、不適正意 見、再生手続き、事 業活動の停止、全部 取得、不相当合併、 支配株主との取引、 有報提出遅延、上場 契約違反、反社 など	長期間売買停止処分 を受け、救済期間を 付与されてもなお改 善しない場合 (売買停止となる 例) 上場契約に違反 した場合、取引所が 発行体及びそのビジ ネスを上場不適格と 認めた場合など	取引所が認めた とき

(出典) 各取引所の公表資料より作成